

平成 26 年度事業計画

協議会の正会員は、大きく機密文書の収集運搬、移動式裁断、定置式破砕、溶解という処理工程に関わる事業者で構成しています。また、機密文書の排出者はユーザー会員、事業に賛同する団体、事業者、個人は、賛助会員として会員となることができます。協議会は、機密文書処理市場の健全な発展を大きな目標に掲げており、「リサイクル対応型機密文書処理ガイドライン」が示す基準の維持と普及がこの目標の達成に寄与するものと考えられます。ガイドラインの基準の維持と普及を会員の「共通利益」とし、それを推進する事業を実施します。

1 ガイドラインの普及

機密抹消事業を行う事業者および排出事業者を対象に「リサイクル対応型機密文書処理ガイドライン」の普及活動を行います。

1.1 ホームページへのガイドラインの掲載

ホームページへのガイドラインの掲載は、普及活動の第一歩です。協議会のホームページには掲載していますが、会員企業の協力が得られれば、協議会のホームページへのリンクや自社のホームページへの掲載を推奨していきます。

1.2 セミナーなどイベントでの配布

(公財)古紙再生促進センター主催の「紙リサイクルセミナー」(10月9日)でのガイドラインの配布を予定しています。このほか、機密情報処理やリサイクルをテーマにしたイベントで配布していきます。

1.3 各種業界団体へのガイドラインの紹介

機密文書の種類や排出量は異なりますが、どのような業種の事業所であっても機密文書は発生します。その意味で機密文書処理というテーマは特定の業種や業界に限定されるものではなく、横断的な性格を有しています。各種業界団体へガイドラインを紹介していきます。

2 自己点検実施要領

ガイドラインの遵守が協議会加入の唯一の条件です。そのため、協議会は正会員としての加入申請者にガイドライン遵守の「誓約書」を提出してもらっています。こうした正会員に毎年ガイドライン遵守状況の自己点検を義務づけています。正会員は毎年4月末までに「自己点検報告書」を提出することになっています。この自己点検の方法や手順を記載した「自己点検実施要領」を作成します。

3 指導員制度の検討(準備)

「自己点検実施要領」に従って行う自己点検は、あくまでも自主的に行うものです。平成26年度は、数年に1度の頻度で会員事業所を訪問して行う指導員制度の考え方や手順などの検討を行います。

4 広報誌の企画・発行

協議会の広報誌『機密抹消』(仮称)を発行します。機密情報の抹消をめぐる国内外の情報を収集し、広報誌のコンテンツを検討し、創刊号を発行します。

5 ロゴマークの商標登録

会員に限定して使用できるロゴマークを商標登録します。

6 意見交換会の企画・実施

会員参加による意見交換会を企画し、今年度内に実施します。意見交換会の大きなテーマの一つとしては、「機密抹消事業をめぐる現状や課題」が考えられますが、事前に会員の希望を募り、設定するものとします。